

攻めの農業実践緊急対策事業の事業実施等の考え方について

攻めの農業実践緊急対策事業は、平成26年7月15日付けで実施要綱及び実施要領の一部改正を行い事業実施期間を27年度末まで延長したところです。

これにより、27年度の事業実施のほか、事業実施期間内の複数年度に跨る事業実施も可能となったところですが、他方、都道府県からは、これに伴う事業実施等の考え方についての問い合わせが寄せられているところです。

このため、事業実施の考え方を次のとおり整理したので、ご活用願います。

なお、都道府県協議会及び地域協議会においては、27年度内の事業実施（支払いまで）が確実に行われるよう各プランの申請・承認を早めに行っていた必要があることに留意願います。（28年度の助成金の支払いは認められません。）

【攻めの農業実践緊急対策事業の事業実施等の考え方】

- 1 事業実施年度
 - ・ 機械・設備（資材）の導入及び助成金の支払いを実施する年度。
- 2 目標年度
 - ・ 事業実施年度の翌年度。
 - ・ 事業実施年度が26～27年度の場合の目標年度は、事業実施最終年度の翌年度の28年度。
- 3 プランの申請・承認
 - ・ 事業実施年度の前年度の申請・承認も可。
 - ・ 事業内容の追加及び事業実施年度（複数年実施）を変更する場合は、変更承認が必要。
 - ・ 機械・設備（資材）の導入及び助成金の支払いが、事業実施年度内に確実に行われるよう早めに実施。
- 4 助成金の申請・承認・支払い
 - ・ 事業実施年度内に実施（機械・設備（資材）の納品後。）。
 - ・ 28年度に助成金を支出することは不可。
- 5 機械作業の集約等
 - ・ 機械作業の集約（施設稼働、高収益品目への転換）は目標年度までに実施。
- 6 事業評価報告
 - ・ 事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業効果の発現状況等評価を報告。
- 7 その他
 - ・ 事業実施年度が26～27年度の場合など、事業実施期間において年度が跨る場合の繰越手続きは不要。